

サンワ・リノテックがお届けするお得な記事満載の情報紙。 きっとお役に立ちます。

公的機関の関係者に聞く

本第7号で登場していただいた、(株)建通新聞社の報道部副主幹であり、国土交通省の諮問機関でもある審議会の専門委員をされておられる協坂氏に、最近のアスベスト対策情報をお伺いしました。

通常使用状態の建物が危ない！

ストック社会のスキームが必要だ
—近鉄アスベスト訴訟に学ぼう—

いま、この国ではストックされた膨大な建築物をどのように活用するのか、はたまた除却するのか、官と民のいずれもが問われています。そうした中でストックされた建築物に使用されているアスベスト対策を着実に、安全に進めていくためのスキームづくりが大きな課題となっていると私は考えます。ストック社会の中で、どのように建築物を、あるいはその中で使用されているアスベストをマネジメントしなければならないのかが、問われているのです。

私は、厚生労働省、国土交通省といった各省縦割りの世界観からではこの問題を解決に導く「解」は見いだせないのではないか、もっと鳥瞰した視点から、アスベストによる新たな健康障害を発生させないための実効性のあるシステムをどのようにして創るべきか考え、その実現を図る必要があるのではないかと考えています。

これまでアスベスト対策といえば、その多くが除去時に飛散させないことを主たる目的としたものでした。特にクボタショック後は、2040年頃に建築物の解体需要はピークを迎えると予測されていることもあって、国は建築物等の解体現場におけるアスベストの飛散防止の徹底を図るための取り組みを優先的に進めてきたように思います。

確かに建築物等の解体はアスベストの飛散リスクを考えれば、優先的に飛散防止の具体的な対策を講じるべき領域であることに間違いはありません。

ところが、解体工事の過程ではなく、通常使用状態にある建物の中で飛散したアスベストにばく露して重篤な健康障害を発症、死亡した人のご遺族が損害賠償を請求する訴訟した事案が発生しているのです。2014年に結審した「大阪鉄道高架下吹付けアスベスト訴訟(近鉄アスベスト訴訟)」がそれです。通常使用状態にある建物で発生し石綿健康障害について、建物所有者の責任が問われた日本で最初の裁判だとお伝えした方が、ご理解いただきやすいかも知れません。

国土交通省は、国内の膨大な建築ストックの中には、吹付け石綿や石綿含有建材を使用していると思われる建物が

およそ280万棟あると推計しています。ごく限られた人、組織を除いては、この裁判の重要性がまだ十分認識されているとは思えませんが、建物所有者の責任が問われたこの裁判は、言い方を変えれば、ストック社会における建築物のリスクマネジメントの在り方が問われた裁判でもあるのです。



(株)建通新聞社
報道部副主幹 協坂 章博氏

民間建築物のアスベスト対策は、そのほとんどが手つかずのままの状態です。クボタショックからまもなく11年になろうとしています。こうした状況が見違えるほどに改善したとは言えない、と思います。調査分析の精度管理と安心安全な施工のいずれも担保されている、とは言える状況にはなっていません。

もちろん、主としてアスベスト対策を所掌する厚生労働省、環境省、国土交通省—の3省を中心する行政府が手をこまめしていた訳ではありません。現行法制度の点検・見直しも行ってきましたし、労働安全衛生法(安衛法)と同法の規則でもある石綿障害予防規則、大気汚染防止法、廃掃法、建築基準法などアスベスト対策に欠かせない関連法規も改正してきました。が、それらにしても、詰まるところ各省がそれぞれ所掌する法の枠組みの中で行ってきた対症療法的な措置でしかない、という感じがどうしても否めません。なぜなら、アスベストリスクをマネジメントするためには3省が相乗りしたシステムの構築が必要になりますが、そうした「全体最適」を目指した取り組みはこの間見られることはなく、それぞれが所掌する法を見直し、手を加えるという「部分最適」を図ることに終始してきた、としか見えないからです。

少し、先走りすぎました。話を近鉄訴訟に戻します。

従来、アスベスト健康障害に係る訴訟といえば、使用者の安全配慮義務違反を問う訴訟、アスベスト含有建材を製造・流通させていた建材メーカーの共同不法行為責任、製造物責任とともに、アスベスト規制に関する国の不作為責任を問う首都圏建設アスベスト訴訟に代表される集団訴訟、家庭内で間接ばく露があったとして従業員が家族が使用者の不法行為責任を追及した訴訟、そして、大阪泉南アスベスト訴訟のように、アスベストを使用した製品を製造

(表面より) していた工場の周辺住民が国の不作為責任を問う訴訟—などがありますが、この近鉄アスベスト訴訟はこれらとは全く異なります。この訴訟は「建物内の吹付けアスベストに起因する健康被害への損害賠償が請求された」国内初の事案であり、ストック社会におけるこれからのアスベスト対策を考える上で、多くの示唆を与えられる訴訟事案だと思えます。

特筆すべきは、大阪鉄道高架下吹き付けアスベスト訴訟(近鉄アスベスト訴訟)が通常使用していた建物の中で発生した健康被害を巡って建物所有者、賃貸者及び占有者の「土地工作物責任」と安全配慮義務違反の有無が問われた初の民事訴訟事案だった、ということです。

「土地工作物責任」とは、民法第717条で規定されている、土地の工作物の瑕疵(かし)によって他人に損害を与えた場合に、工作物の占有者・所有者が負う賠償責任のことです。

もう少しかみ砕いて言うと、土地の工作物(主として建物)に設置または保存上の瑕疵(かし)があることによって他人に損害が生じたときは、その工作物の占有者や所有者は被害者に対してその損害を賠償する責任を負わなければならない—ということです。

民法は、建物の瑕疵(かし)によって損害が生じた場合、建物の占有者が第一義的に損害賠償責任を負うと規定しています。ただ、占有者が損害の発生を防止するために必要な措置を行った場合には、所有者がその損害を賠償しなければならないこととしています。

つまり、建物に瑕疵(かし)があった場合、いかなる場合でも最終的に責任を負わなければならないのは所有者である、と法は規定しているのです。ただ、所有している危険な建物を他人に貸して、事実上、他人が支配、管理している場合は、占有者がまず責任を負うこととされていますが、一審の大阪地裁判決、二審の大阪高裁判決ともに占有者としての「責任」は近鉄にあったことを認めているのです。

法律になじみのない人には、このような話は面倒くさいものに聞こえるかもしれませんが、ストックされた建築物のアスベスト対策を考える上で、極めて重要な「着眼」についての説明ですから、もう少し、辛抱して。お付き合いください。

この裁判では、危険なアスベストが吹き付けられている建物に設置・保存の瑕疵(かし)があったといえるかどうか—ということが、一つの大きな争点(論点)でした。

裁判所は、設置・保全の瑕疵(かし)があるかどうかの判断は、「工作物はその種類に応じて通常有すべき安全性を欠いているかどうか」によるとの見解を示しました。そして、人が利用する建物については、その性質上、これを利用する者にとって絶対安全でなければならず、人の生命・身体に害を及ぼさないことが当然前提となっていたとした

上で、本件の建物は、吹付けアスベストが飛散しやすい状態にあって、建物を利用する人の生命・身体が害される危険性があったと指摘し、一審の大阪地裁は1970(昭和45)年ごろには、人の生命・健康へのアスベストの危険性・有害性は認識できる状況(※二審の大阪高裁判決では1987年頃には「予見可能性」があったという認識が示された)にあり、本件の建物を賃貸し始めた同年ごろの時点で本件建物には瑕疵(かし)があった、との判断を示したのです。

占有者は誰なのか、ということも争点の一つでした。

近鉄側は、「自分たちは所有者で賃貸人ではあるけれど占有者ではない。占有者は建物を借りていた東大阪文具だ」と主張していました。

この主張に対し、まず裁判所は「工作物責任」とは「危険な工作物を支配、管理する者が、危険が現実化したことに対して負うべき責任」であるとした上で、占有者とは「被害者との関係から、工作物から生じる危険を支配、管理し、損害の発生を防止しうる地位にある者」という考え方を示し、そのような地位にあったのは東大阪文具ではなく、近鉄ビルであったとしたのです。

ここまでお話しさせていただくと、何をお伝えしたいのかお分かりいただけたかと思えます。**アスベストによる健康障害(被害)の防止は、解体工事だけに注意を払い、対策を講じているだけでは不十分だということです。**通常使用状態にある建物の中には、吹付けアスベストではなくてもアスベスト含有建材が使用された建物が少なからず存在し、しかも経年劣化によるアスベスト粉じん飛散の危険性のある建物が「すぐそこにある」かもしれない、ということです。さらに言わせていただければ、大阪鉄道高架下吹き付けアスベスト訴訟(近鉄アスベスト訴訟)は、吹付けアスベストが健康障害(被害)の原因だったと認定されましたが、劣化したアスベスト含有建材もまた健康障害(被害)の原因になる恐れがあるのだ、ということをお忘れのべきではないのです。

これまで、アスベスト対策といえば、官民ともに安衛法、大防法、廃棄物処理法(廃掃法)、建築基準法、建設リサイクル法、宅建業法による規制の内容(その対象、手法、手順など)にのみ目を向けてきたきらいがあります。しかし、現在のようなストック社会においては、通常使用状態にある建物を平時から適切に管理し、安心・安全な解体(除却)そして廃棄へとつなげていくスキーム(仕組み)が求められているのです。(続きは次号へ)

文責:(株)建通新聞社 報道部副主幹 脇坂 章博氏

■発行
作業現場の快適のために—
レンタル、販売から工事施工まで

アスベスト サンワ で検索できます

Sanwa Renotech 〒551-0033 大阪市大正区北恩加島1丁目17番4号
TEL06(6551)0024 FAX06(6554)1057

サンワ・リノテック株式会社 関東営業所 〒210-0803 神奈川県川崎市川崎区川中島
www.sanwa-renotech.com 1-22-11-113 TEL044(266)9190 FAX044(266)9191